

法人会・優良申告法人に 意味はある？

税務調査対策メルマガ Vol.463
2015年10月14日久保憂希也より

「法人会」に加入していると税務調査に入られにくい？

法人会は、税務署が「**税務協力団体**」として取り扱っており、加入法人は、法人会から配布される「**シール**」を申告書等に貼付することになっています。では、このシールがあれば、税務調査に入られにくくなるのでしょうか？
答えは、「なりません」。

そもそも、国税が使用するKSKの入力項目に、「法人会」は存在せず、申告書に法人会のシールが貼ってあっても、税務署では法人会を別管理していないため、その他の法人と全く同じように調査選定しています。

また、調査官の立場でも、申告書などに法人会のシールを貼ってあるからといって、調査選定に何の配慮もしないのが事実です。

「法人会のシールを貼って申告書を提出すれば・・・」というものが、法人会の入会動機なのか、営業トークなのか分かりませんが、実際の調査選定で影響力ゼロであることは知っておくべきです。

「優良申告法人」になると税務調査に入られにくい？

優良申告法人については、**KSKの項目となっています**。(その基準については、最後尾に記載)

しかも、**優良申告法人の調査選定は、統括官だけがを行っています**。(一般の調査官は調査選定できません)

この事実から、**一般の法人よりは調査選定されにくい**と思います。

もともと優良申告法人の数・割合は少ないとは言え、統括官が選定する調査件数は非常に少ないからです。

また、優良申告法人であるということは、それだけで厳しい基準を満たしていると税務署は考えています。

ですから、**優良申告法人であること、またそれを継続することには、意味はある**ということです。

優良申告法人の国税内基準

＝机上審査＝

- ①所得金額が過去5年間の国税局管内の所得法人の平均申告所得金額以上
- ②表敬対象年度前5年間継続して青色申告
- ③継続的な期限内申告、完納
- ④7年以内の調査により法人の事業実態が的確に把握され、かつ法人税について不正計算がなく、各年度の申告漏れ割合が10%以下

＝深度ある調査＝

- ①法人税について調査年度における申告漏れ割合が過去5年間に調査した申告漏れ割合の1/2以下(6.5%)、かつ、増差所得金額の1/2以下(160万円)
- ②消費税、源泉所得税について各調査課税期間の追徴税額が過去5年間に調査した1件当たりの追徴税額の1/2以下(20万円)
- ③上記以外の国税についても不正計算及び多額な更正等がない
- ④追徴税額が期限内完納
- ⑤すべての取引が整然かつ明瞭に記録され、帳簿および証拠書類が適切に整理・保存され、事実関係や会計処理が速やかに確認できる。
- ⑥経理責任体制が確立されて内部牽制が機能しているなど経理組織が整備されている
- ⑦企業会計と家計が明確に区分されており、いわゆる公私混同がない
- ⑧不明朗な金融機関取引がない
- ⑨取引先など他の者の不正計算に加担または援助していない
- ⑩使途不明金がない